

ほっと情報①

高齢者在宅支援事業 事務所移転のお知らせ

4月1日より、高齢者在宅支援事業の担当窓口が伊丹・摂陽地域包括支援センター設置建物内に移りました。

高齢者在宅事業では、事業団の地域貢献事業の一環として、法人後見事業、財産保全・管理等サービス事業、住宅改造助成事業、介護予防サービス事業、人材育成事業等を行って来ました。このうち、人材育成事業(介護職員初任者研修・市内教育機関への講師派遣や出前講座等)を除く事業について、担当窓口の場所が変更いたしました。

これにより、地域包括支援センターや居宅介護支援事業所等との日常的な共同体制を整え、事業団の独自性を活かしながら、伊丹市の地域包括ケア体制の構築を目指します。

電話番号 072-775-3010 FAX 072-775-2810



ほっと情報②

線		無		免	
職種	介護職員				障がい福祉サービス 作業指導員
雇用形態	契約社員(フルタイム)(パートタイム)		契約社員(パートタイム)		契約社員(パートタイム)
仕事内容	施設における食事・入浴・排泄介助業務、送迎添乗業務、リハビリ補助、レクリエーション業務、その他				利用者様の施設外就労(清掃等)の補助
勤務地	介護老人保健施設 ケアハイツいたみ (伊丹市中野西1-141)	小規模多機能居宅介護 さくら (伊丹市中野西1-141)	老人ホーム 松風園・桃寿園 (伊丹市昆陽池1-105)	伊丹中央デイサービス センター (伊丹市行基町1-98)	伊丹東有岡ワークハウス (伊丹市東有岡4-29)
勤務日・時間	【フルタイム】 シフトによる週5日 9時00分～17時30分、 他、早出・遅出・夜勤	【フルタイム】 シフトによる週5日 9時00分～17時30分、 他、早出・遅出・夜勤	【フルタイム】 シフトによる週5日 9時00分～17時30分、 他、早出・遅出・夜勤	【パートタイム】 月曜から土曜までのうち 週3日 ①9時00分～14時45分 (休憩45分含) ②11時00分～16時45分 (休憩45分含) ③12時30分～17時30分 ④13時00分～18時00分 ※1日あたり①～④のい ずれかの勤務 ※1週あたり20時間未満 の勤務	【パートタイム】 月曜から金曜までのうち 勤務シフトによる指定 9:00～17:30までのうち 勤務シフトによる指定 ※(同行する施設によっ て勤務時間が異なりま す。原則1週間当たり20 時間未満)
	【パートタイム】 月曜から土曜までのう ち週3日 ①8時00分～12時30分 ②12時30分～16時00分 ※1日あたり①か②のい ずれかの勤務 ※1週あたり20時間未満 の勤務	 小規模多機能居宅介護さくら	【パートタイム】 月曜から土曜までのう ち週3日以上 ①8時00分～13時00分 ②12時00分～17時00分 ※1日あたり①か②のい ずれかの勤務 ※1週あたり20時間未満 の勤務		 東有岡ワークハウス
資格要件等	介護職員初任者研修修了者(ヘルパー2級資格も可)又は、介護福祉士				普通自動車運転免許
待遇	【フルタイム】 介護福祉士 ●給与●月額 159,810円～ 夜勤1回につき 9,310円 介護職員初任者(ヘルパー2級) ●給与●月額 7,310円～ 夜勤1回につき 16,620円～ ※別途通 勤手当、年末年始手当、時間外手当、処遇改善加算あり●その他●社会保険完備、年次有給休暇・特 別休暇等あり、福利厚生制度あり、定期健康診断あり、各種資格取得助成制度あり、正規職員登用制 度あり 【パートタイム】 介護職員初任者(ヘルパー2級)以上 ●給与●時給943円～(試用期間中は時給930円～)※別途通 勤手当、年末年始手当、処遇改善加算あり●その他●年次有給休暇・特別休暇、インフルエンザ予防 接種費用助成制度あり				●給与●時給820円～ (試用期間中は807円 ～)※別途通勤手当 ● その他●年次有給休暇・ 特別休暇あり、福利厚生 制度あり、定期健康診断 あり、各種資格取得助成 制度あり、インフルエン ザ予防接種費用助成制 度あり
	 介護老人保健施設ケアハイツいたみ	 老人ホーム桃寿園・松風園	 伊丹中央デイサービスセンター		

介護老人保健施設ケアハイツいたみ

老人ホーム桃寿園・松風園

伊丹中央デイサービスセンター

油赫

備

電話072-784-9987



受付:月～金曜日の9:00～17:30(祝日を除く) 社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団 総務課

～事業団だより～

ほっとメール

社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団
〒664-0014 伊丹市広畑3-1
いたみいききプラザ3階
電話 072-784-9987
ホームページアドレス
<http://jigyoudan-itami-hyogo.jp/>

特集	平成28年度予算概要	P2
ほっと事業報告①	「成年後見制度に関するVocational Training Team」研修報告	P3
ほっと情報①	高齢者在宅事業 事務所移転のお知らせ	P4
ほっと情報②	求人情報	P4



ほっとな1枚



【笑顔も満開! です】

老人ホームの皆様で昆陽池へお花見にお出かけされました。空いっぱい広がる満開の桜の下、たくさんの笑顔が溢れました。

平成28年度当初予算概要

～中長期経営計画の実践を通じて地域社会に貢献していきます～

平成27年2月に社会保障審議会福祉部会報告書「社会福祉法人制度改革について」がまとめられました。その中で、社会福祉法人に対しては、その本旨を踏まえ、地域のニーズにきめ細かく対応した事業の展開が求められています。

一方、事業者間での競争激化、前回の介護報酬のマイナス改定、介護人材の不足はより深刻さを増しており、事業団を取り巻く環境は依然厳しい状況が続いています。

これらのことを踏まえ、平成28年度は「中長期経営計画」開始の初年度として、徹底した事業管理のもと、法人経営の効率化、適正化に努め、地域包括ケアシステムの構築に向けた事業を推進します。

また以下の取り組みにより、地域に根ざした社会福祉法人として地域社会に貢献していきます。

平成28年度の主な取り組み

利用者様に安心してご利用いただくために

「老人ホーム」では、地域の基幹施設としての役割を踏まえた将来像の構築とこれに対応した改修計画等について具体の検討を開始いたします。

地域包括ケアサービスを推進するために

4か所の地域包括支援センターを中心にケアマネジャー等の相談支援体制を拡充するとともに、地域包括ケア体制における訪問、通所等の在宅支援事業のあり方や法人独自の地域貢献事業である法人後見事業等の実施体制の見直しについての具体的な検討を行います。

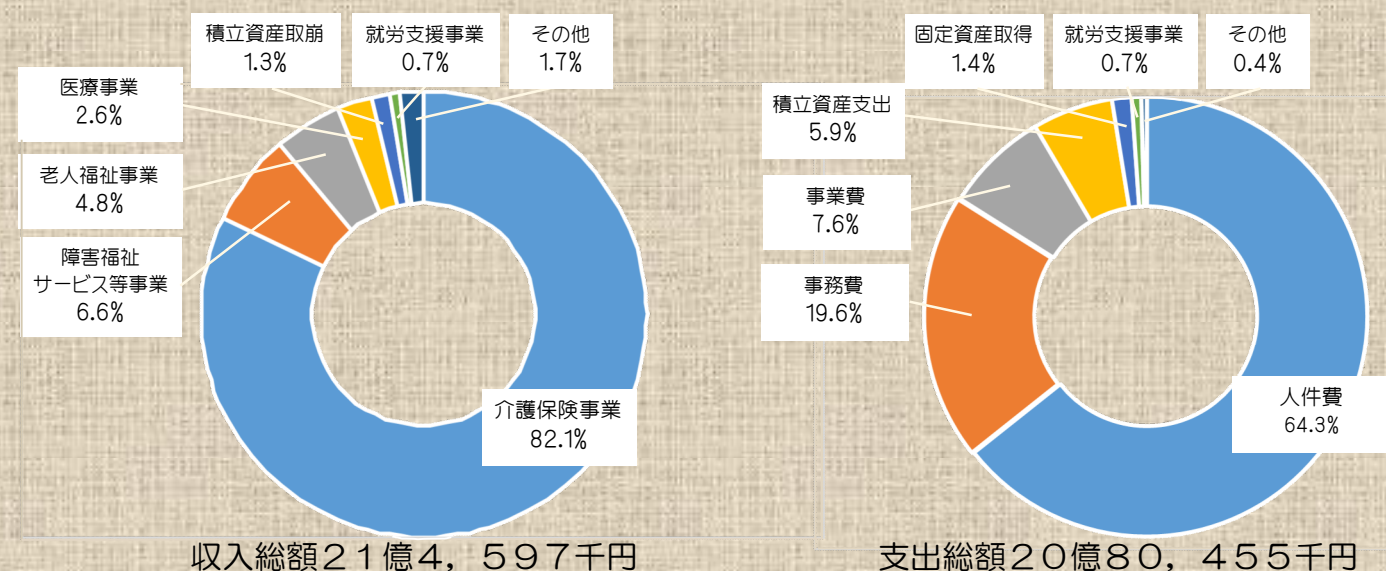
充実したサービスを提供するために

「介護老人保健施設ケアハイツいたみ」では、市内の医療機関との連携体制を築きつつ、多職種協働による包括的なリハビリ体制の強化に取り組むことで在宅復帰支援を促進します。

経営基盤の強化のために

公認会計士による管理体制のもと、財務規律の確保と新たな人事給与制度の構築及びガバナンスの強化を進めます。

平成28年度当初予算額



はつと事業報告①

燐

焰

焰

伊丹市社会福祉事業団では、法人後見事業として後見制度に関する相談・申立て支援や法定後見の受任を行っており、ご本人の立場に立ったより質の高いサービス実施のため、外部研修へ積極的に参加し地域貢献事業の強化に努めています。

今回は、その一環として事業団法人後見担当職員が平成27年12月に参加した国際ロータリークラブ第2680地区(兵庫県)主催の「成年後見制度に関する Vocational Training Team(職業人訓練研修)プログラム」について、一部ですが、内容を報告します。



今回のV T T研修には、兵庫県下で成年後見実務に携わる弁護士、司法書士、社会福祉士、家庭裁判所参与、行政職員等の計7名のメンバーが参加し、韓国の成年後見に関係する機関と団体を視察しました。また、ソウル大学で開かれた「高齢者・障がい者のための権利擁護と意思決定支援のための第1回アジア学術大会」へも出席しました。

■自立支援プログラム

12月13日に訪れた仁川障害者福祉会館は仁川市内に6つあるという在宅障害者を支援する総合センターの1つ。新しい成年後見制度導入にあたり、保健福祉部(韓国の厚労省)の発達障害者の成年後見利用支援プログラムのモデル事業として、全国に先駆けて知的障がい・発達障がいのある人に対する後見利用支援を行ってきました。ところが、いざ支援を始めると、これまでご家族や支援者の保護の下、自分で判断する機会が圧倒的に少なかった利用者の自己決定を引き出すためにはまずさまざまな社会経験を重ね、選択の幅を広げてもらう必要があると考えました。そこで、『自立支援プログラム』という名前の社会実践経験プログラムを開始したのです。活動は2週間単位で、学生ボランティアの見守りのもと、企画・調査・当日運営を利用者自身の力で進めていきます。

■韓国版市民後見人「公共後見人」

韓国で2014年に新しく始まった成年後見制度では、後見、限定後見、特定後見の3類型があります(日本ではご本人の判断能力に応じて後見、保佐、補助の3類型)。「限定後見」とは、ご本人の具体的な事情やニーズに合わせて後見人の権限と内容を決めるもので、必要に応じて同意権もあるため、日本で言う保佐・補助と似ています。「特定後見」は必要な特定の事項、または一定の期間だけ後見制度の利用を可能

にしたもので、一度審判を受けるとご本人の判断能力に変化がない限りずっと後見人が選任される日本より柔軟な制度と言えます。

また、韓国には資力がない利用者が自治体に申請すると公共後見人が選任される「公共後見人制度」があります。主に「特定後見」の類型で自治体の長が申立て、20時間の養成研修を終えた市民ボランティアが公共後見人として選任されます。支援原則は「本人意思の尊重」と「必要最小限の介入」で、週1回以上の訪問と身上監護、財産管理で利用者の生活を支えています。

■「本人保護」から「本人の意思を引き出す支援」へ

日本も批准した国連障害者権利条約の第12条3項には、「締約国は、障がい者が生活全ての領域で他人と同等の条件で法的能力を享有する権利があることを認めなければならない」とあります。いま世界では、どんなに重い知的障害・精神障がいの人であっても、その人なりの人生を生きてきた経緯があり、その人なりの思い、判断がありうると考え始めています。後見のあり方も、現行の本人に成り代わって取消や代理を行う保護的・管理的な支援から、可能な限り当事者の自己決定を引き出す支援へと転換していく必要があります。

今回の研修に参加したことで、後見支援のスタンスが大きく変わりました。今後の事業団法人後見でも、ご本人の意思を引き出す支援を実践していきたいと思っています。

今回のV T T研修は、日本とよく似た法律や仕組みを持ち、日本より先に制度改革を始めた韓国の法制度と実践から学ぶものが多い研修でした。このような貴重な研修機会を頂いた、国際ロータリー第2680地区の皆様にご心より感謝申し上げます。(総務課法人後見担当 申 貞愛)



成年後見制度(法定後見)とは

判断能力が不十分でご自分で契約などの法律行為ができない方に対し、家庭裁判所が後見人等を選び、後見人等が本人に代わって財産管理や身上監護を行う制度です。

成年後見制度においては、判断能力が不十分な方の本人保護を図りつつ、本人の意思や自己決定の尊重、残存能力の活用、ノーマライゼーション(※障がいを持つ方も障害の無い方と同じような生活ができる社会を作るという理念)をその理念としています。